

4. 研修施設群は原則として医療圈別に構成し、人口、出生数、本学会会員数、専攻医数などを考慮し、全国でほぼ同等の研修水準を保つこととする。

(指導医の申請資格)

第3条 原則として以下の(1)～(4)の基準をすべて満たしていること。

- (1) 母体・胎児専門医資格を有していること。
- (2) 母体・胎児専門医資格取得後5年以上周産期医療に従事していること。
- (3) 日本産科婦人科学会認定産婦人科指導医の資格を有していること。
- (4) 専門医制度の研修施設に勤務していること。

(5) 有資格者の異動などにより一定期間指導医が不在となった場合は、下記のいずれかを満たし、かつ、指導医向け資料を閲覧することを条件に、1年間、指導医として認定される。

ただし、本項による認定は2029年度をもって終了する。

- ①母体・胎児専門医を取得している。
- ②母体・胎児専門医受験要件を満たしている。
- ③母体・胎児専門医資格認定試験の受験要件を満たしていないものの日本専門医機構認定産婦人科専門医資格を有し、施設認定委員会での個別の審査で承認された。

第2章 母体・胎児専門医の研修カリキュラムと申請資格

第4条 理念・目的

母体・胎児専門医は正常及び異常な妊娠・分娩ならびに合併症妊娠に対する診療を行う母体・胎児医療の専門医であり、以下の知識と技能を習得することが必要である。

- (1) 妊娠・分娩経過の正常及び異常について生理学的、病理学的に高度な理解を有し、その診断、治療、保健指導について最新の専門的知識と技能を有すること。
- (2) 健常新生児及び病的新生児の診断、治療、予後についての最新の専門的知識を有すること。
- (3) 患者及びその家族に適切な情報提供が行えること。
- (4) 診療、研究について他の医師を指導できること。

2. 到達目標・経験目標

基本内容

知識

- (1) 正常妊娠、ハイリスク妊娠の母体・胎児の生理と起こりうる異常な病態についての高度な理解
- (2) 正常及びハイリスク妊婦の分娩の生理と起こりうる異常な病態についての高度な理解
- (3) 産褥期の生理と異常についての理解
- (4) 健常新生児の生理と病的新生児の病態の理解
- (5) 病的新生児の短期及び長期予後についての理解
- (6) 妊婦に対する薬物療法とそれが母児に与える影響についての理解
- (7) 母子相互作用についての理解
- (8) 母体・胎児・新生児・その家族に関連する生命倫理の理解